



# 埼玉県報

第245号  
令和3年(2021年)  
9月21日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道羽生妻沼線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道羽生妻沼線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第千五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス吹上店

埼玉県鴻巣市南一丁目二千九十四番一

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年五月四日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十七平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年九月三日

二 縦覧期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第千六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス熊谷大原店

埼玉県熊谷市大原一丁目千六百二十番七十六外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年五月四日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十四平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年九月三日

## 二 縦覧期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス本店

埼玉県本庄市けや木三丁目二千八百四十番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年五月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年九月三日

## 二 縦覧期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市永田字中居前千二百三十一外（寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地地区画整理事業二街区一〇五画地内）

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山岸正紀

東京都千代田区大手町一丁目九番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十月一日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二万四千三百五十五平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八一立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前十時（特異日においては午前九時）から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前十時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年九月三日

## 二 縦覧期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十三号

令和三年埼玉県告示第五百九十八号で公示した公共測量は、令和三年八月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百四十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

#### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

#### 三 作業地域

江戸川（右岸四十三・五キロポストから四十六・〇キロポスト）春日部市、中川（右岸二二・〇キロポストから二三・〇キロポスト）八潮市

#### 四 作業期間

令和三年九月二十一日から令和三年十二月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 羽生妻沼線

三 道路の区域

新 D	新 C	新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
行田市大字北河原字立野一五〇 三番一地从先 行田市大字北河原字立野一六〇 四番一地从先まで	行田市大字北河原字立野一五九 四番一地从先 行田市大字北河原字立野一六〇 四番一地从先まで	〇番地先まで 行田市大字北河原字陣場一三八	行田市大字北河原字陣場一四八 七番地先から	行田市大字北河原字陣場一四八 七番地先から	区 間
三・〇〇〇 三・〇〇〇	三・〇〇〇 三・〇〇〇	九・一〇〇 一一・五六	一一・三五〇 一二・七〇		敷地の幅員 (メートル)
五二・九九	七一・九七	九五・九〇	九五・二〇		延長 (メートル)
					備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

羽生妻沼線	路線名
行田市大字北河原字陣場一四八七番地 先から 行田市大字北河原字陣場一三八〇番地 先まで	供用開始の区間
令和三年九月二十二日	供用開始の期日
令和三年九月二十一日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第十五号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長九五・二〇メートル	備考

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年九月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団鴻愛会 このす共生病院	埼玉県鴻巣市本町六丁目五番十 八号



# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年九月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団鴻愛会 このす共生病院	埼玉県鴻巣市上谷二千七十三番 地一